

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日: 令和4年3月31日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
第 452 号	株式会社 京葉KSテック 船橋本店	船橋市市場5丁目1番16号	井川 浩一	株式会社 京葉KSテック 船橋本店	船橋市市場5丁目1番16号	令和4年 1月31日
第 1645号	高信設備	千葉市中央区 千葉寺町131 番地	高橋 信夫	高信設備	千葉市中央区 千葉寺町131 番地	令和4年 2月10日